証券コード　8871
平成29年６月６日

株　主　各　位

東京都千代田区大手町二丁目１番１号
株式会社ゴールドクレスト
代表取締役社長　安　川　秀　俊

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成29年６月21日（水曜日）午後５時までに到着するよう折り返しご送付ください。**

敬具

記

1. **日　　時**　平成29年６月22日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都千代田区大手町二丁目１番１号
　大手町野村ビル12階
　株式会社ゴールドクレスト本社　大会議室
　（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項
1. 第26期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役４名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の３日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知ください。

以　上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

（お知らせ）

株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

当社ホームページ：(http://www.goldcrest.co.jp/ir/ir_06.html)

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益、雇用情勢の改善が続く中で、緩やかな回復を続けています。

当社が事業展開する新築分譲マンション市場におきましては、建築資材・人件費の高騰などにより、販売価格が上昇しており、供給戸数が減少しておりますが、低金利等を背景に都心および都心近郊のマンション需要は堅調で、底堅く推移していくことが期待されます。

このような環境のなか、当社は利益の見込める用地を選別して取得することに努め、都心部を中心に高品質で競争力の高い新築分譲マンションを供給してまいりました。

「クレストシティ木場」（江東区・総戸数239戸）などを含む自社分譲物件の売上計上等により、当連結会計年度における売上高は35,824百万円（前期比19.1％増）、営業利益は8,860百万円（前期比28.9％増）、経常利益は8,491百万円（前期比34.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,457百万円（前期比29.1％増）となりました。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、上記の業績並びに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実等を勘案した上で、１株当たり22円とさせていただく予定です。この場合、平成28年12月５日に１株当たり22円の中間配当を実施しておりますので、年間配当は１株当たり44円となります。

事業セグメント別売上高

区　　分	前連結会計年度		当連結会計年度		増減(△)	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減(△)率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
不動産分譲事業売上高	21,649	72.0	27,449	76.6	5,800	26.8
不動産賃貸事業売上高	3,594	11.9	2,947	8.2	△646	△18.0
その他売上高	4,836	16.1	5,428	15.2	592	12.2
合　　計	30,079	100.0	35,824	100.0	5,745	19.1

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新築分譲マンション業界におきましては、建築資材・人件費の高騰などにより、販売価格が上昇しており、供給戸数が減少しておりますが、低金利等を背景に都心および都心近郊のマンション需要は堅調で、底堅く推移していくことが期待されます。

また、新築分譲マンションの購入は消費者のライフサイクルによるものが大きいため、需要量は今後も一定の水準を維持するものと思われます。特に当社が注力している都心近郊部におきましては、一定の需要があります。

このような環境のなか、当社は引き続き新築マンション等分譲事業を経営の柱に据え、仕入競争力、営業力を一層高めるとともに、細やかなマーケティングにより顧客ニーズをいち早く取り入れ、お客様の求める「素敵なマンション」を具現化する商品開発力を充実させることが重要であると考えております。また、今後も当社の財務面の優位性を生かして積極的な用地仕入れを行い、事業拡大を目指してまいる所存であります。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第23期 (平成25.4.1から 平成26.3.31まで)	第24期 (平成26.4.1から 平成27.3.31まで)	第25期 (平成27.4.1から 平成28.3.31まで)	第26期 (当連結会計年度) (平成28.4.1から 平成29.3.31まで)
売上高(百万円)	30,247	19,691	30,079	35,824
経常利益(百万円)	5,011	2,718	6,324	8,491
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,060	2,008	4,227	5,457
1株当たり当期純利益(円)	85.82	56.33	118.53	153.35
総資産(百万円)	158,929	185,284	184,641	186,833

(注)　1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(第23期)
第23期につきましては、「クレストフォルム武蔵小杉ブライトコート」(川崎市・総戸数91戸)などを含む自社分譲物件の売上計上等により売上高は30,247百万円、経常利益は5,011百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3,060百万円となりました。

(第24期)
第24期につきましては、「クレストフォルム東大島ブライトコート」(江東区・総戸数106戸)などを含む自社分譲物件の売上計上等により売上高は19,691百万円、経常利益は2,718百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,008百万円となりました。

(第25期)
第25期につきましては、「クレストプライムレジデンス　アベニュー壱番街」(川崎市・総戸数421戸)などを含む自社分譲物件の売上計上等により売上高は30,079百万円、経常利益は6,324百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4,227百万円となりました。

(第26期)
第26期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、新築マンション等分譲事業、不動産賃貸事業及び不動産管理事業を主要な事業としております。

(7) 主要な営業所

当社本店	東京都千代田区大手町二丁目１番１号
当社神奈川支店	神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403番地
当社銀座支店	東京都中央区銀座一丁目２番４号
株式会社ゴールドクレストコミュニティ	東京都中央区日本橋茅場町一丁目12番２号
株式会社ゴールドクレスト住宅販売	東京都千代田区内神田二丁目５番６号

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
185名	17名増

(注) 従業員数には臨時雇用者は含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	親会社の議決権所有割合	主要な事業内容
株式会社ミューアセット	直接 49.59%	有価証券の保有
株式会社サクセス・プロ	間接 49.59%	不動産賃貸業
株式会社サクセス・プロホールディングス	間接 49.59%	有価証券の保有

② 親会社との取引に関する事項

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社である株式会社サクセス・プロとの間で不動産の賃借及び出向契約による労務費の支払いを行っておりますが、当該取引に際しては、取引条件が他の顧客との同種取引と比較し、同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

取引の決定は親会社またはその子会社と特別の利害関係を有する役員を除いた上で、多面的な議論を経て決定しており、当社の利益を害することはないと判断しております。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円		
株式会社ゴールドクレストコミュニティ	30	100%	不動産管理事業
株式会社ファミリーファイナンス	30	100%	小口資金貸付事業
株式会社ゴールドクレスト住宅販売	50	100%	不動産仲介及び販売代理事業
株式会社住販サービス	10	100%	ホテル運営
共同ホールディング株式会社	5	100%	株式の保有
株式会社浜松町ホテルマネジメント	3	100%	ホテル運営

（注） 当社の連結子会社は上記の重要な子会社６社を含む８社であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	9,000
株式会社あおぞら銀行	500
株式会社りそな銀行	500
株式会社東京都民銀行	300

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様に対して継続的に安定した利益配当を実現することを基本方針としております。

内部留保につきましては、一層の経営基盤の強化を図るとともに今後の事業拡大に活用し、安定した利益還元を実現することが株主の皆様に報いることであると考えております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　94,000,000株

(2) 発行済株式の総数　35,784,000株

(3) 株　主　数　5,182名

(4) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社ミューアセット	17,459,080	49.51
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	1,660,970	4.71
安川秀俊	1,037,740	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,036,400	2.94
株式会社エスディサポート	1,000,000	2.84
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	741,540	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	592,300	1.68
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE－FIDELITY FUNDS	534,130	1.51
株式会社三井住友銀行	500,000	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	376,400	1.07

（注）　当社は、自己株式521,688株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安川秀俊	株式会社ゴールドクレストコミュニティ 代表取締役社長 株式会社ファミリーファイナンス 代表取締役社長
取締役	津村政男	ツムラ法律事務所　所長
取締役	伊藤正樹	株式会社ファミリーファイナンス取締役 株式会社ゴールドクレスト住宅販売代表取締役 株式会社住販サービス代表取締役 株式会社浜松町ホテルマネジメント代表取締役
常勤監査役	小野寺哲	株式会社ゴールドクレストコミュニティ監査役 株式会社ファミリーファイナンス監査役 株式会社ゴールドクレスト住宅販売監査役 株式会社アドネクスト監査役 共同ホールディング株式会社監査役 株式会社住販サービス監査役
監査役	大西健一	大西税務会計事務所　所長 株式会社インプレスホールディングス監査役 株式会社合同資源監査役
監査役	佐藤太郎	聖路加国際病院　院長付参与 株式会社大栄警備顧問

（注）1. 取締役の津村政男氏は、社外取締役であります。また、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
2. 監査役の小野寺哲氏、大西健一氏及び佐藤太郎氏は、社外監査役であります。また、同３氏については東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
3. 監査役の大西健一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る役員の報酬等の額

取締役３名　　190百万円

監査役３名　　18百万円

（うち社外役員４名　　23百万円）

（注）　取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役の小野寺哲氏の兼職先である、株式会社ゴールドクレストコミュニティ、株式会社ファミリーファイナンス、株式会社ゴールドクレスト住宅販売、株式会社アドネクスト、共同ホールディング株式会社は当社の完全子会社であり、株式会社住販サービスは株式会社ゴールドクレスト住宅販売の完全子会社であります。

2. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3. 主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
取締役	津村政男	当期開催の取締役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
常勤監査役	小野寺　哲	当期開催の取締役会13回の全てに、また、当期開催の監査役会14回の全てに出席し、主に出身分野である建設業の経験・見地からの発言を行っております。
監査役	大西健一	当期開催の取締役会13回の全てに、また、当期開催の監査役会14回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	佐藤太郎	当期開催の取締役会13回の全てに、また、当期開催の監査役会14回の全てに出席し、主にコンプライアンスに関する発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役の全員の同意により会計監査人を解任する方針です。また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、必要と判断する場合には、その決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、「お客様、株主様から高く評価され、広く社会から信頼される企業を目指す」という基本理念に立脚し、当社の取締役及び使用人が、法令遵守はもとより倫理観・道徳観に基づいて誠実に行動するために、コンプライアンスの基本方針を制定する。
2. コンプライアンスの基本方針の周知徹底及び実施のために、当社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するコンプライアンス統括責任者を定め、コンプライアンス統括責任者は、取締役及び使用人を対象とした定期的なコンプライアンス研修等を実施する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理等について定めた文書管理規程を制定する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るために、内部監査規程を制定し、同規程に基づく内部監査を実施する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定と業務執行を可能とするために、取締役の員数を10名以内と定める。
2. 経営戦略の浸透及び各部署のタイムリーな現状報告を目的とし、全取締役と各部署の責任者を構成メンバーとする経営会議を定期的に行う。
3. 取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、当社子会社のコンプライアンス管理のため、当社の定めたコンプライアンスの基本方針を当社子会社に適用するとともに、当社のコンプライアンス統括責任者が当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、当社子会社の役職員を対象とした定期的なコンプライアンス研修等を実施する。
2. 当社の取締役及び使用人が子会社の取締役を兼務することにより、重要な経営事項について報告を受けるとともに、子会社のコンプライアンス管理、リスク管理、職務執行の効率性など業務の決定及び執行についての適正性を管理する。
3. 子会社の経理状況を把握するため、経常的なモニタリングを行う。
4. 当社は、当社グループの役職員が管理部の指定する相談・通報窓口に対して、直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。
5. 当社は、親会社またはこの子会社との取引に際しては、原則として、取引条件が他の顧客との同種取引と比較し、同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証する。また、取引の決定は親会社またはその子会社と特別の利害関係を有する役員を除く取締役会の決議にて承認する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。

(7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
2. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
2. 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに、当社の管理部に報告する。また、管理部は当社グループの役職員からの報告の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
3. 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、管理部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
2. 監査役の監査の実効性確保を図るために、取締役及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンス体制について

1. 当社グループの取締役及び使用人が、法令遵守はもとより倫理観・道徳観に基づいて誠実に行動するために、コンプライアンスの基本方針を制定し、その周知徹底及び実施のために定期的なコンプライアンス研修等を行っております。
2. グループ全体を対象とした「内部通報制度」を整備し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) 損失の危険の管理に関する体制について

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、社内の各部門から独立した立場で各部門及び子会社に対して監査を行うことで、会社の業務の適切性および効率性、内部統制の有効性を検証し、経営の健全性および効率性の向上を図っております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社の取締役会は、社外取締役１名を含む取締役３名で構成され、機動的な意思決定を行っております。毎月開催される定例取締役会において、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と具体的な計画の策定及び進捗状況のチェックを行うとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の迅速化を図っております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当社の監査役会は、監査役３名（うち１名が常勤監査役）で構成されております。監査役は、取締役会に出席するほか、年間の監査計画や職務分担を協議し、それに基づいて会社の重要な会議の状況や日常業務の監査を行っております。また、これらの監査の結果の報告が、毎月開催される定例監査役会で行われております。

（注）　本事業報告に記載しております数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**150,199**	**流動負債**	**13,410**
現金及び預金	45,700	支払手形及び買掛金	2,521
売掛金	422	一年以内に償還予定の社債	3,050
販売用不動産	27,260	一年以内に返済予定の長期借入金	500
仕掛販売用不動産	75,237	未払法人税等	1,986
繰延税金資産	242	前受金	3,801
その他	1,334	賞与引当金	51
固定資産	**36,634**	その他	1,500
有形固定資産	**33,749**	**固定負債**	**64,483**
建物及び構築物	16,058	社債	48,300
機械装置及び運搬具	23	長期借入金	9,800
工具、器具及び備品	56	繰延税金負債	4,382
土地	17,611	役員退職慰労引当金	633
無形固定資産	**1,569**	退職給付に係る負債	126
ソフトウエア	24	その他	1,240
のれん	1,538	**負債合計**	**77,894**
その他	6	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,315**	**株主資本**	**108,941**
投資有価証券	68	資本金	12,499
繰延税金資産	429	資本剰余金	12,708
その他	818	利益剰余金	84,819
		自己株式	△1,085
		その他の包括利益累計額	**△1**
		その他有価証券評価差額金	△1
		純資産合計	**108,939**
資産合計	**186,833**	**負債及び純資産合計**	**186,833**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		35,824
売上原価		21,206
売上総利益		14,618
販売費及び一般管理費		5,757
営業利益		8,860
営業外収益		
受取利息	0	
その他	73	73
営業外費用		
支払利息	46	
社債利息	356	
支払手数料	39	
その他	0	442
経常利益		8,491
税金等調整前当期純利益		8,491
法人税、住民税及び事業税	3,116	
法人税等調整額	△81	3,034
当期純利益		5,457
親会社株主に帰属する当期純利益		5,457

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,499	12,708	80,860	△220	105,847
当期変動額					
剰余金の配当			△1,497		△1,497
親会社株主に帰属する当期純利益			5,457		5,457
自己株式の取得				△864	△864
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	3,959	△864	3,094
当期末残高	12,499	12,708	84,819	△1,085	108,941

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△2	△2	105,844
当期変動額			
剰余金の配当			△1,497
親会社株主に帰属する当期純利益			5,457
自己株式の取得			△864
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,095
当期末残高	△1	△1	108,939

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　８社

主要な連結子会社の名称

㈱ゴールドクレストコミュニティ
㈱ファミリーファイナンス
㈱ゴールドクレスト住宅販売
㈱住販サービス
共同ホールディング㈱
㈱浜松町ホテルマネジメント
その他２社

なお、株式会社浜松町ホテルマネジメントについては、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

㈱アドネクスト

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

㈱アドネクスト

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
時価のないもの	主として移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

1. 販売用不動産及び仕掛販売用不動産	個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)
2. 貯蔵品	最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産　　定率法

平成10年４月１日以降に取得した建物　（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

主な耐用年数

建物及び構築物	４年　～　56年
機械装置及び運搬具	２年　～　10年
工具、器具及び備品	２年　～　15年

②無形固定資産　　定額法

ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③長期前払費用　　均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	49,482百万円
建物及び構築物	12,183百万円
土地	11,964百万円
投資その他の資産(その他)	302百万円
計	73,933百万円

上記に対応する債務

社債(1年内償還予定のものを含む)	51,350百万円
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	9,500百万円
前受金	1,772百万円
計	62,622百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　5,284百万円
3. 保証債務

当社顧客の住宅ローンに関して抵当権設定登記完了までの間、金融機関に対して連帯債務保証を行っております。

一般顧客	4,059百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
   普通株式　35,784,000株
2. 剰余金の配当に関する事項
   (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年５月12日取締役会	普通株式	百万円 713	円 20	平成28年３月31日	平成28年６月20日
平成28年10月27日取締役会	普通株式	百万円 784	円 22	平成28年９月30日	平成28年12月５日

   (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
   次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年５月11日取締役会	普通株式	利益剰余金	百万円 775	円 22	平成29年３月31日	平成29年６月23日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては流動性を重視し、短期的な預金を中心としております。売掛金に係る取引先の信用リスクにつきましては、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングするとともに、取引先ごとに期日及び残高を管理することで、リスクの低減を図っております。

資金調達につきましては、事業用地等の取得に必要な資金を社債発行や銀行借入にて調達しております。有利子負債は固定金利型が中心となっており、支払利息を固定化しております。なお、デリバティブ取引は金利変動リスクのヘッジに限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	45,700	45,700	―
(2) 売掛金	422	422	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	68	68	―
(4) 支払手形及び買掛金	(2,521)	(2,521)	―
(5) 未払法人税等	(1,986)	(1,986)	―
(6) 一年以内に償還予定の社債	(3,050)	(3,060)	10
(7) 一年以内に返済予定の長期借入金	(500)	(500)	0
(8) 社債	(48,300)	(48,756)	456
(9) 長期借入金	(9,800)	(9,834)	34

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 一年以内に償還予定の社債、並びに (8) 社債

これらは、元利金の合計額を同様の新規社債調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 一年以内に返済予定の長期借入金、並びに (9) 長期借入金
これらは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)
当社では、東京都等において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,304百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。
賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
22,849	△2,945	19,904	20,133

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 主な変動
増加は、賃貸使用への用途変更883百万円であります。
減少は、連結範囲の変更に伴うもの及び賃貸用のオフィスビル等の減価償却額3,844百万円であります。
3. 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(１株当たり情報に関する注記)
1. １株当たり純資産額 3,089円41銭
2. １株当たり当期純利益 153円35銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社　ゴールドクレスト
　取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠　藤　康　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永　田　　立	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ゴールドクレストの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴールドクレスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第26期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2.　監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月11日

株式会社ゴールドクレスト　監査役会

監査役（常勤）　小野寺　　哲　㊞

監査役　　大　西　健　一　㊞

監査役　　佐　藤　太　郎　㊞

（注）　監査役小野寺哲、大西健一及び佐藤太郎は、社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**129,697**	**流動負債**	**12,521**
現金及び預金	40,652	支払手形	1,868
売掛金	68	買掛金	290
販売用不動産	27,243	一年以内に償還予定の社債	3,050
仕掛販売用不動産	60,237	一年以内に返済予定の長期借入金	500
前払費用	36	未払金	256
繰延税金資産	220	未払費用	75
その他	1,237	未払法人税等	1,680
固定資産	**47,565**	前受金	3,748
有形固定資産	**33,685**	預り金	71
建物	16,038	賞与引当金	21
構築物	12	その他	957
機械及び装置	2	**固定負債**	**59,753**
車両運搬具	0	社債	48,300
工具、器具及び備品	21	長期借入金	9,800
土地	17,610	役員退職慰労引当金	633
無形固定資産	**2**	退職給付引当金	94
ソフトウエア	0	その他	925
電話加入権	1	**負債合計**	**72,274**
投資その他の資産	**13,877**	**純資産の部**	
関係会社株式	12,251	**株主資本**	**104,987**
長期前払費用	0	資本金	12,499
繰延税金資産	412	資本剰余金	12,190
敷金及び保証金	712	資本準備金	12,190
その他	500	利益剰余金	81,383
		利益準備金	69
		その他利益剰余金	81,314
		別途積立金	40,000
		繰越利益剰余金	41,314
		自己株式	△1,085
		純資産合計	**104,987**
資産合計	**177,262**	**負債及び純資産合計**	**177,262**

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		30,071
売　上　原　価		18,606
売　上　総　利　益		11,465
販売費及び一般管理費		3,726
営　業　利　益		7,738
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	6	
そ　の　他	67	74
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	46	
社　債　利　息	356	
支　払　手　数　料	38	441
経　常　利　益		7,371
税　引　前　当　期　純　利　益		7,371
法人税、住民税及び事業税	2,589	
法　人　税　等　調　整　額	△97	2,491
当　期　純　利　益		4,880

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,499	12,190	69	40,000	37,932	△220	102,470	102,470
当期変動額								
剰余金の配当					△1,497		△1,497	△1,497
当期純利益					4,880		4,880	4,880
自己株式の取得						△864	△864	△864
当期変動額合計	―	―	―	―	3,382	△864	2,517	2,517
当期末残高	12,499	12,190	69	40,000	41,314	△1,085	104,987	104,987

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①販売用不動産及び仕掛販売用不動産　個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②貯蔵品　最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　定率法

平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

主な耐用年数

建	物	４年	～ 56年
構	築	10年	～ 20年
機械及び装置		10年	
車両運搬具		４年	～ ６年
工具、器具及び備品		２年	～ 15年

(2) 無形固定資産　定額法

ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) 長期前払費用　均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1.　担保に供している資産

仕掛販売用不動産	34,482百万円
建物	12,183百万円
土地	11,964百万円
敷金及び保証金	302百万円
計	58,933百万円

上記に対応する債務

社債(1年内償還予定のものを含む)	51,350百万円
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	9,500百万円
前受金	1,772百万円
計	62,622百万円

(注)　上記のほか子会社の有形固定資産624百万円を担保に供しております。

2.　有形固定資産の減価償却累計額　5,221百万円

3.　保証債務

当社顧客の住宅ローンに関して抵当権設定登記完了までの間、金融機関に対して連帯債務保証を行っております。

一般顧客　4,059百万円

4.　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	66百万円
長期金銭債権	545百万円
短期金銭債務	134百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引(収入分)	240百万円
営業取引(支出分)	537百万円
営業取引以外の取引(収入分)	6百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式　521,688株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	193百万円
未払事業税否認額	83百万円
固定資産評価損否認額	73百万円
売上原価見積計上額	52百万円
仕掛販売用不動産取得原価加算	45百万円
広告宣伝費否認額	30百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	29百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	6百万円
会員権評価損否認額	5百万円
消費税等繰延額	0百万円
その他	112百万円
繰延税金資産合計	632百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

属性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	㈱サクセス・プロ	東京都千代田区	90	不動産賃貸業	被所有間接 49.59	—	—	不動産の賃借	120	前払費用	8
										未払金	0
								敷金の返還	27	敷金及び保証金	64
								出向契約による労務費	43	その他流動資産	23
	㈱佐藤秀	東京都新宿区	500	建設業	—	—	—	出向契約による労務費	11	その他流動資産	4

（注）1. 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針は以下のとおりであります。

(1) 不動産の賃貸につきましては、市場価格等を勘案して決定しております。

(2) 出向者の労務費につきましては、当社の労務費を勘案して決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額 2,977円33銭
2. １株当たり当期純利益 137円14銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社　ゴールドクレスト
　取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠　藤　康　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永　田　　立	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゴールドクレストの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月11日

株式会社ゴールドクレスト　監査役会

監査役（常勤）小野寺　　哲　㊞

監査役　　大　西　健　一　㊞

監査役　　佐　藤　太　郎　㊞

（注）　監査役小野寺哲、大西健一及び佐藤太郎は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役３名全員は任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	安川　秀俊 (昭和36年６月５日生)	平成４年１月　当社設立 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ゴールドクレストコミュニティ 代表取締役社長 株式会社ファミリーファイナンス 代表取締役社長	1,037,740株
2	津村　政男 (昭和29年５月17日生)	昭和60年４月　弁護士登録、東京弁護士会入会、 日野久三郎法律事務所入所 平成６年９月　ツムラ法律事務所開設（現任） 平成24年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ツムラ法律事務所　所長	100株
3	伊藤　正樹 (昭和46年６月８日生)	平成６年４月　当社入社 平成15年11月　当社企画開発部次長 平成25年１月　当社管理部長 平成25年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ゴールドクレスト住宅販売代表取締役 株式会社住販サービス代表取締役 株式会社浜松町ホテルマネジメント代表取締役	63,500株
4	＊ 津田　映 (昭和26年３月23日生)	昭和48年４月　五洋建設株式会社入社 平成12年６月　同社取締役 平成14年４月　同社常務取締役 平成18年５月　同社代表取締役兼専務執行役員 平成22年10月　同社代表取締役兼執行役員副社長 平成28年４月　同社顧問 平成29年４月　当社入社　顧問（現任）	0株

（注）1.　＊印は、新任の取締役候補者であります。
2.　上記の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3.　安川秀俊氏は平成15年３月より有限会社ミューアセットの取締役を、また組織変更により平成26年11月より株式会社ミューアセットの代表取締役を兼職しております。
4.　津村政男氏は社外取締役候補者であります。

5. 津村政男氏を社外取締役候補者とした理由は、長期にわたる弁護士活動を通じて、企業法務と経営実務に関する高い見識を有していることから、津村政男氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。
なお、津村政男氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
6. 当社は、津村政男氏との間に、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額まで、その責任を免除するものとする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。
7. 当社は、津村政男氏について、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。

第２号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役３名全員は任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	小野寺　哲 (昭和22年５月２日生)	昭和46年４月　三菱建設株式会社（現株式会社ピーエス三菱）入社 平成19年４月　同社執行役員建築本部副本部長 平成21年４月　同社建築本部顧問 平成24年11月　当社監査役（非常勤） 平成25年６月　当社監査役（常勤　現任） 株式会社ゴールドクレストコミュニティ監査役（現任） 株式会社ファミリーファイナンス監査役（現任） 株式会社ゴールドクレスト住宅販売監査役（現任） 株式会社アドネクスト監査役（現任） 株式会社住販サービス監査役（現任） 平成27年６月　共同ホールディング株式会社監査役（現任） 共同倉庫株式会社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ゴールドクレストコミュニティ監査役 株式会社ファミリーファイナンス監査役 株式会社ゴールドクレスト住宅販売監査役 株式会社アドネクスト監査役 共同ホールディング株式会社監査役 株式会社住販サービス監査役	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	大西 健一 (昭和15年12月17日生)	昭和34年４月　東京国税局入局 平成10年７月　東京国税局調査第四部部長 平成11年９月　税理士開業（現任） 平成18年６月　当社監査役（非常勤） 平成24年10月　株式会社ゴールドクレストコミュニティ監査役 株式会社ファミリーファイナンス監査役 株式会社ゴールドクレスト住宅販売監査役 株式会社アドネクスト監査役 株式会社住販サービス監査役 平成24年11月　当社監査役（常勤） 平成25年６月　当社監査役（非常勤　現任） （重要な兼職の状況） 大西税務会計事務所　所長 株式会社インプレスホールディングス監査役 株式会社合同資源監査役	2,000株
3	佐藤 太郎 (昭和22年７月15日生)	昭和41年３月　警視庁入庁 平成14年９月　成城警察署長 平成17年10月　警視正、丸の内警察署長 平成18年９月　警視長、同庁退庁 平成24年３月　東和警備保障株式会社代表取締役社長 平成25年６月　当社監査役（非常勤　現任） （重要な兼職の状況） 聖路加国際病院院長付参与 株式会社大栄警備代表取締役社長	0株

（注）1. 上記の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者は、いずれも社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
小野寺哲氏につきましては、長年の建設会社勤務で培われた建築に係る知識・経験等に基づき、大西健一氏につきましては、税理士として培われた専門的な知識・経験等に基づき、佐藤太郎氏につきましては、警視庁時代に培われたコンプライアンスに係る知識・経験等に基づき、客観的な立場から当社の監査を行っていただくためであります。また、これらの理由により、各氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
なお、小野寺哲氏、大西健一氏及び佐藤太郎氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ４年７ヶ月、11年及び４年となります。
4. 当社は、小野寺哲氏、大西健一氏及び佐藤太郎氏との間に、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額まで、その責任を免除するものとする責任限定契約を締結しており、再任された場合、同契約を継続する予定です。
5. 当社は、小野寺哲氏、大西健一氏及び佐藤太郎氏について、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
川　口　昌　雄 （昭和16年３月24日生）	昭和34年５月　警視庁入庁 平成７年９月　田園調布警察署長 平成11年２月　板橋警察署長 平成12年３月　警視長、同庁退庁 平成18年６月　当社監査役 平成21年６月　株式会社サクセス・プロ監査役（非常勤　現任） 平成22年８月　株式会社エル・シー・エーホールディングス監査役 平成27年３月　株式会社MMY（現株式会社サクセス・プロホールディングス）監査役（非常勤　現任）	0株

（注）　上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町二丁目１番１号
大手町野村ビル12階
株式会社ゴールドクレスト本社　大会議室

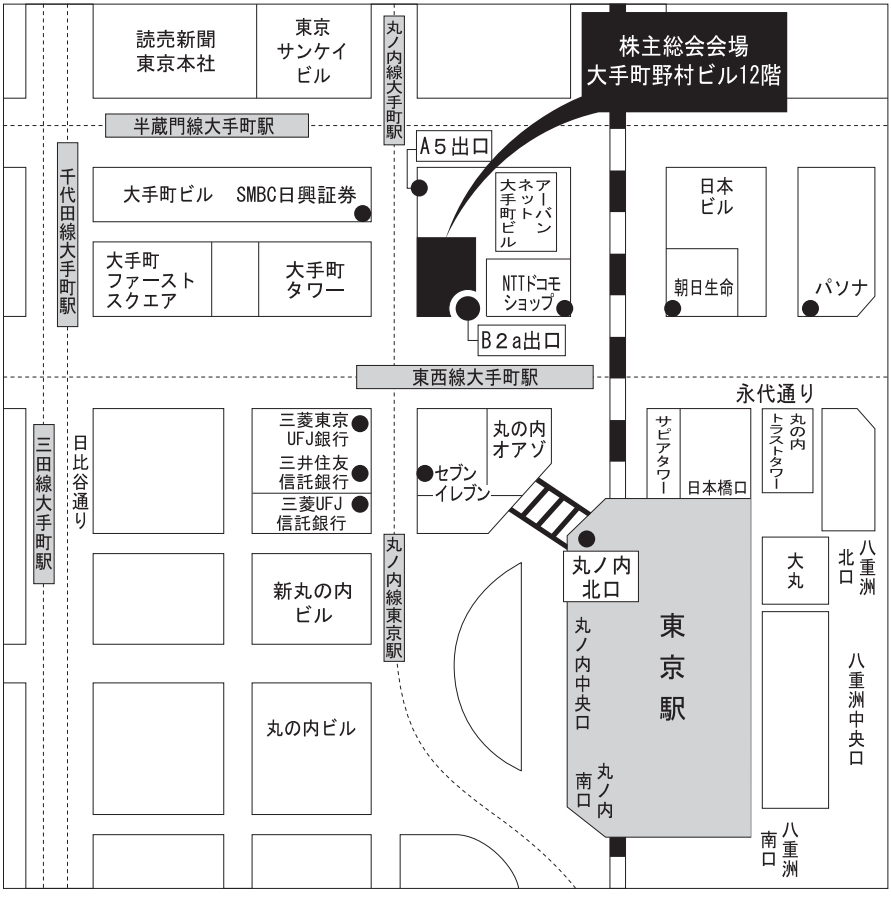

交通：
地下鉄でお越しの方は、東西線「大手町」駅Ｂ２a出口
または丸ノ内線「大手町」駅A５出口をご利用ください。
JR線「東京」駅よりお越しの方は、丸ノ内北口をご利用ください。

（注）お車でのご来場はご遠慮願います。